事務連絡

令和４年１１月１１日

各　位

富山市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護・要支援認定有効期間

の合算申出の終了について

　日頃から、本市の介護保険行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和２年４月９日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取扱いについて」において、申出により当該被保険者の要介護・要支援認定の有効期間に１２ヶ月を合算する取扱いとしておりましたが、令和４年１０月１４日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡に基づき、この取扱いを有効期間満了日が令和５年３月３１日までの被保険者に限り適用するものとし、申出の受付を令和５年３月３１日までといたします。令和５年４月１日以降は、通常の認定申請のみとなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

　・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

　（令和４年１０月１４日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

 　　　　　　　　　　　　（担当）介護認定係

ＴＥＬ ４４３－２０４２（直通）